

岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障がい者が日常生活における活動を容易にし、心身障がい者福祉の向上に資するため、タクシーの利用料金の一部を助成する岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、タクシーの利用が可能な者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級のうち視覚、下肢若しくは体幹障がいに該当する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、療育手帳の交付を受け、判定区分がAに該当する知的障がい者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する精神障がい者

(申請)

第4条 この要綱により助成を受けようとする者は、岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、第3条の規定に該当するものであると認めるときは、岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）を交付し、第3条の規定に該当しない者であると認めるときは

岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用却下通知書（様式第2）により通知する。

- 2 前項の規定により交付する利用券は、月3枚とし、申請の日の属する月から当該年度分を一括交付する。
- 3 岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成事業要綱（昭和56年7月8日施行）による岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用券（以下「すこやかタクシー利用券」という。）の交付を受けている者が、当該すこやかタクシー利用券の申請時に第3条の規定に該当していた場合は、当該すこやかタクシー利用券の交付を受けた日の属する月から年度末までの月数につき利用券1枚を交付し、当該すこやかタクシー利用券の申請後に第3条の規定に該当することとなった場合は、該当することとなった日の属する月から当該年度の年度末までの月数につき利用券1枚を交付するものとする。
- 4 前項の場合であって、使用していないすこやかタクシー利用券がある場合は、当該使用していないすこやかタクシー利用券の枚数と同じ枚数の利用券と交換するものとする。

（助成の額）

第6条 利用券により助成する額は、利用月におけるタクシー初乗運賃及び迎車料金に相当する額とする。

（利用できるタクシー）

第7条 利用券を利用することができるタクシーは、市長が別に定める契約書により契約を締結した業者のタクシーとする。

（利用方法）

第8条 第5条の規定により、利用券の交付を受けた者（以下「利用券交付者」という。）が、当該利用券を使用してタクシーに乗車するときは、1乗車につき1枚の利用券を乗務者に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、タクシー乗車料金と助成額との差額は、利用者の負担とする。

（再交付の制限）

第9条 利用券は、紛失しても再交付しないものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 利用券は、譲渡する等他人に使用させることはできない。

（利用券の返還）

第11条 市長は、利用券交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用券を他人に使用させたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたと認められるとき。

(手帳の携行)

第12条 利用券交付者がタクシーを利用する場合は、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、タクシーの乗務員から求められたときは、これを提示しなければならない。

(台帳の整備)

第13条 市長は、岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券交付台帳(様式第3)を作成し、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所 岩倉市

氏名

助成対象者との続柄 ()

電話番号

次のとおり、タクシー料金の助成を受けたいので申請します。

助成対象者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
手帳の種類 等 級	身体障害者手帳 1 級 2 級 3 級 (視覚・下肢・体幹)			
	療育手帳		A 判定	
	精神障害者保健福祉手帳		1 級	
手帳番号 (交付年月日)	第 号 (年 月 日 交付)			

様式第2（第5条関係）

岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました、岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成については、下記のとおり却下します。

記

1 却下理由

